

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州都市圏広域行政推進協議会の廃止【企画調整局総務調整部総務課】 2
- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】 3
- 収納事務の委託【財政局税務部収税企画課】 4
- 介護医療院の開設許可【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 5

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 6

北九州市告示第118号

北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町が設置している北九州都市圏広域行政推進協議会を廃止したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 廃止した協議会
北九州都市圏広域行政推進協議会
- 2 廃止年月日
令和4年3月31日

北九州市告示第156号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市が指定した指定定期検査機関が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月4日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
特定非営利活動法人 北九州市計量士会	北九州市小倉北区親和 町6番2号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

北九州市告示第157号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、市税（県民税を含む。）の収納事務を次のとおり委託した。

平成4年4月4日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

北九州市告示第 1 5 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 0 7 条第 1 項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、法第 1 1 4 条の 7 及び介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 2 の 3 の規定により次のように告示する。

令和 4 年 4 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

介護医療院

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	許可年月日
4 0 B 0 1 0 0 0 4 8	介護医療院 植田外科	北九州市門司区東 門司一丁目 1 0 番 2 0 号	植田謙三郎	令和 4 年 4 月 1 日

北九州市公告第 202 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 4 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
平成 29 年度庁内イントラネット用パソコン等の借入れ及び保守（再リース） 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 3 年 12 月 15 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
富士通リース株式会社九州支店
福岡市博多区東比恵 3 丁目 1 番 2 号
- 5 契約金額
4,952 万 196 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため